

倫理懲戒規程

（目的）

第1条 本規程は、「産業カウンセラー倫理規程」第19条に定める懲戒に関する手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

（本部倫理委員会の設置）

第2条 「産業カウンセラー倫理規程」第16条に定める倫理規程に違反する行為等に対応し、同規程第17条に規定する役割を担うため、協会本部に本部倫理委員会を設置する。

（本部倫理委員会の構成）

第3条 本部倫理委員会は、会長を委員長とし、次の者を委員として委嘱する。なお、会長が倫理規定違反に問われた場合は、委員の中から互選により委員長を選出する。

- （1）理事の中から2名または3名
- （2）一般会員から1名または2名
- （3）学識経験者等、外部有識者から1名または2名

2 委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（調査の開始）

第4条 資産業カウンセラーが倫理規程に違反した疑いがある場合、会長は事実関係の調査を命じることができる。

2 調査は、つぎに掲げる場合に行う。

- （1）クライアントその他産業カウンセラーの職務にかかわった者からの申立
- （2）産業カウンセラーからの通報
- （3）協会の本部または支部が把握した事実に基づく請求

3 前項第1号または第2号については、住所・氏名・連絡先を明示した文書によって行うことを原則とする。

（事情の聴取）

第5条 本部倫理委員会は、審査にあたり、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、事情を聴取することができる。

(審査)

第6条 本部倫理委員会は、事情聴取内容を踏まえ、倫理違反の有無を審査する。

2 審査の過程において、倫理規程違反の疑いが認められた対象会員には、書面または口頭により弁明の機会を与えなければならない。

(処分の決定)

第7条 本部倫理委員会は、審査の結果違反が認められると判断した場合には、審査結果報告書及び懲戒処分案について執行理事会を通して理事会に報告する。

2 懲戒処分の決定は、理事会が行う。但し、除名に係る手続きについては、定款第13条の定めるところによる。

(会議の非公開及び守秘義務)

第8条 本部倫理委員会の会議は非公開とする。委員会に出席した者は、議事内容その他会議において知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

(附則)

1 本規程は、2026年 6月27日から施行する。